

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

本調査は、林家の林業経営の実態と林家経済の動向を明らかにするとともに、育林に要する費用等を把握し、林業施策に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

## 2 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

## 3 調査の体系

### (1) 母集団の設定、調査林家の選定及び集計方法

#### ア 母集団の設定等

母集団は、1990年世界農林業センサスで把握された非農家林家及び1995年農業センサスで把握された農家林家のうち、保有山林面積20ha以上500ha未満の林家を母集団とし、母集団の分布状況に基づいて調査林家数を定めた。

注：1 農家林家とは、世帯である林業事業体のうち、農家である世帯をいう。

2 非農家林家とは、世帯である林業事業体のうち、農家以外の世帯をいう。

#### イ 調査林家の選定

調査林家の抽出は、市区町村を第1次抽出単位、林家を第2次抽出単位とする層別確率比例二段抽出法により調査林家を選定した。

#### ウ 集計方法

「階層別の1戸当たり」数値は、標本林家全体の階層別の積上げを単純平均したものであり、林業地域別及び全国の「平均」値は、1990年世界農林業センサス及び1995年農業センサスの林家数の規模別構成比を基に加重平均値したものである。

### (2) 林業地域区分

全国を次の6地域に区分した。

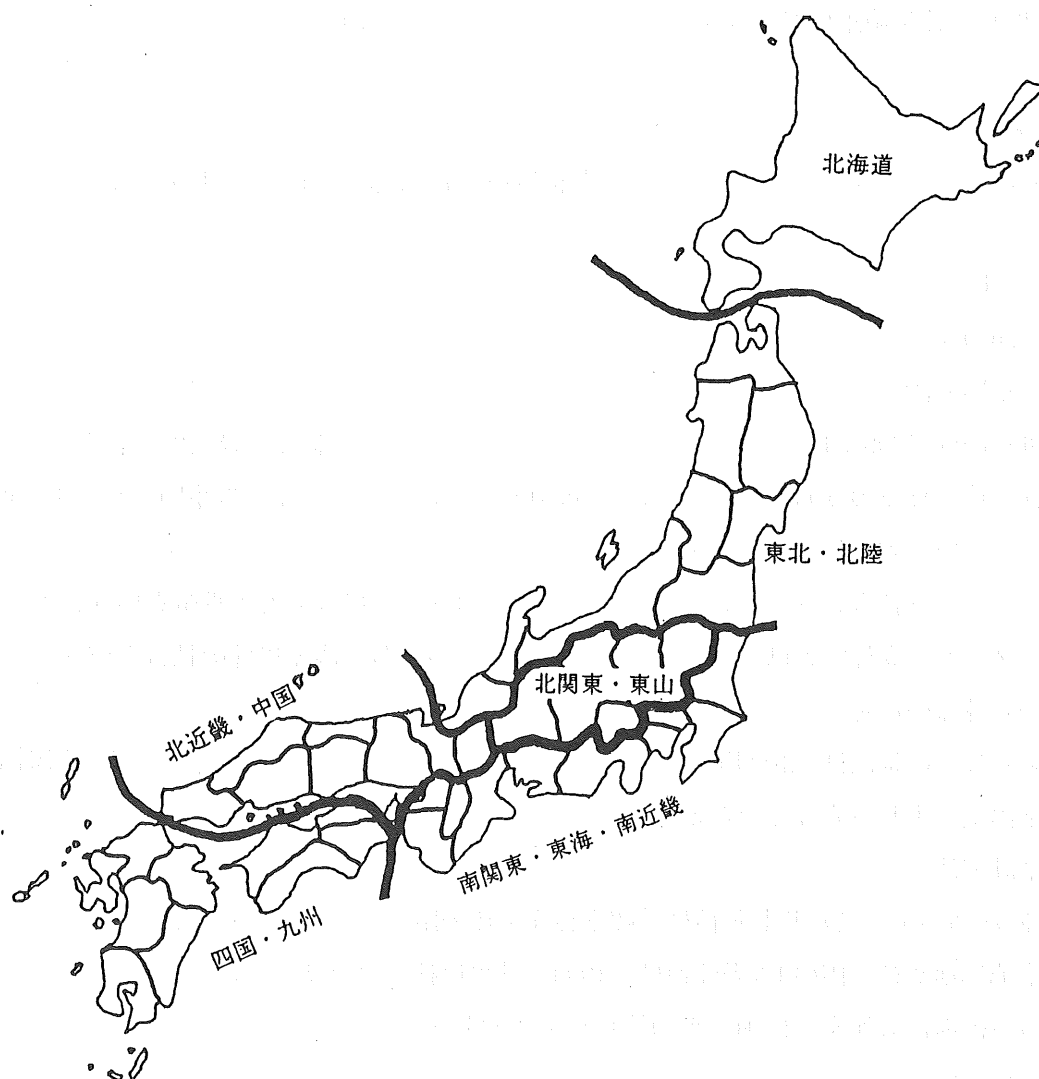
| 林 業 地 域 名   | 所 属 都 道 府 県 名                     |
|-------------|-----------------------------------|
| 北 梅 道       | 北梅道                               |
| 東 北 ・ 北 陸   | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井     |
| 北 関 東 ・ 東 山 | 栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜                 |
| 南関東・東海・南近畿  | 茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山   |
| 北 近 畿 ・ 中 国 | 滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口           |
| 四 国 ・ 九 州   | 徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |

注：沖縄県は、調査対象から除外した。

### (3) 階層区分

保有山林（経営山林）面積により、20～50ha未満、50～100ha、100～500haの階層に区分した。

## 林家経済調査の地域区分



### 4 調査の方法

本調査は、林家に林業日誌を配付して記帳を依頼する記帳調査と、出張所職員の聞き取りによる面接調査を併用して行った。

具体的には、林家が記帳した林業日誌から、「林業経営収支」「林業労働投下状況」等の年度内結果と、更に、出張所職員が林業日誌を林家から回収する際に、聞き取った所要事項をそれぞれ調査原簿に整理し、個別林家ごとの「年計表」を取りまとめた。

また、林業経営基盤等の把握は、調査原簿によって年度始め現在及び年度末現在の状態を聞き取り、取りまとめた。

### 5 調査の期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1か年

## 6 統計項目の説明

### (1) 労働力

#### 家族・雇用別労働力

家族・年雇について年度始め現在の人員を計上した。また、林業定期雇については、年度内に雇用された人員を計上した。

ここで年雇とは、林家が契約に基づいて1か年以上雇用するもので、また、林業定期雇とは、林業作業に雇用した者のうち、年間を通じて延べ2か月以上雇用した者（年雇を除く。）とした。

### (2) 経営土地

#### ア 経営山林面積と耕地面積

経営山林及び経営耕地(苗畑を含む。)の面積を、年度始め現在で計上した。その場合、山林面積については所有地・割地・借入地・分収林別に表示し、経営耕地については所有地のみ計上した。

(ア) 人工林……人工造林及び人工下種による山林をいう。

(イ) 天然林……天然下種、ぼう芽などの天然更新による山林で人工林以外のものをいう。

(ウ) 伐採跡地……年度始め現在の伐採跡地を人工林の伐採跡地と、天然林の伐採跡地に区分して計上した。この場合、人工の樹木を伐採してまだ植林をしていない土地及び天然林の伐採跡地で人工造林する予定地を伐採跡地とし、人工林の伐採跡地でも天然更新となったものは、伐採跡地とせず天然林とした。

(エ) 特殊樹林・竹林……材を利用する目的でなく、樹実、樹皮などを採取する目的の林地を計上した。

(オ) 所有地……貸付けた土地を除いて計上した。

(カ) 割地……共有林などのうち、個々人の利用権が区分されている山林で、<sup>(注)</sup>割り返されるものを含めて計上した。

(注) 共有林で個々の利用権が区分されているもの

(キ) 借入金……他人から賃借している山林で、分収林を除いて計上した。

(ク) 分収林……単独で分収契約を結んで借り入れている山林を計上した。

(ケ) 貸付け山林……貸付け山林のほか、分収契約に出している山林を含む。

#### イ 樹種別、林齢齢級別樹林地面積（人工林・天然林別）

林家が経営する山林の樹種及び齢級構成を総括した表で、樹林地(伐採跡地、特殊樹林及び竹林は含まない。)については、年度始め現在の人工林・天然林別、主要樹種別、齢級別(すぎ、ひのき)に表示した。したがって、年度内造林(更新)面積は、年度末における1年生として別に計上した。この場合、Ⅰ齢級(林齢で5年生以下)については林齢ごとに表示し、Ⅱ齢級(同6年生以上)以上については齢級別に表示した。また、ⅩⅠ齢級(同51年生以上)については一括して計上した。

### (3) 林業資本額

林業経営のための資本額を固定資本、流動資本、林木資本別に計上した。

#### ア 林木資本額

林木資産額の年度始め現在高を計上した。

イ 固定資本額

(12) 林業用資産で表示した償却資産（建物、構築物、機械類及び企画管理機器）の年度始め現在価を求めて計上した。

ウ 流動資本額

1年間の林業経営費合計から、減価償却費を差し引いた額に家族労賃（男女別家族労働日数×1日当たり男女別労賃）を加算し、この額の2分の1を流動資本額とした。

(4) 林業粗収益

林業粗収益を総額及び部門別粗収益として表示し、総額は現金・林産物の林業外仕向額・林産物在庫増加額別に表示した。

ア 現金収入

生産年度のいかんにかかわらず、年度内に販売することによって得た現金総額を計上した。

イ 林産物の林業外仕向額

家計に消費するために仕向けられた自営林業の生産物の時価評価額を計上した。

ウ 未処分林産物在庫増加額

未処分林産物の年度末在庫価額から年度始め在庫価額を差し引いた額を計上した。

エ 育林（立木販売）部門

経営山林の立木売却を、人工林・天然林別に計上した。

オ 素材生産部門

経営山林又は買山の立木から生産する素材、いわゆる丸太（そま角を含む。）を生産して販売した価額を計上した。

カ 薪炭生産部門

経営山林又は買山の原木で木炭、まき及びそだを生産して販売した価額及び家計消費に仕向けた価額を計上した。

キ きのこ生産部門

しいたけなどのきのこ類を栽培して販売した収入及び家計消費した価額を計上し、野生のものを採取した収入は、林野副産物採取収入として「その他林産部門」の収入に計上した。

ク その他林産部門

種子・苗木の販売収入、経営山林に仕向けられた自家生産した苗木の評価額、竹林・きりの販売収入、林野副産物採取収入などでエからキまでの部門に含まれない林業の収入（共有林からの分配収入を含む。）を計上した。

(5) 林業経営費

総額と費目別経営費を表示し、総額については現金支出、減価償却費、処分差損益、生産資材在庫減少額別に表示した。

また、現金支出については、費目別内訳を表示した。

なお、平成4年度から、林業経営費の計上範囲を、以下のとおり変更した。

- ① 企画管理に係る機器の減価償却費、集会出席及び技術習得のための交通費等を、「企画管理費」として林業経営費に新たに算入した。
- ② 林業生産を維持・継続するために支払った「物件税及び公課諸負担」について、租税公課諸負担から分離し、新たに「物件税及び公課諸負担」として林業経営費に算入した。
- ③ 償却資産を廃棄又は下取りされた場合の処分差損益を、新たに計上した。
- ④ 林業経営の実態をよりの確に反映したものとするために、負債利子については雑支出とは区分して計上した。

#### ア 林業現金支出

林家が当該年度内に支払った林業経営上の現金支出額である。したがって、必ずしも当年度の経営に投入された経営費を構成するものではなく、当年度以降に消費する目的で購入した物財の支払額も含まれている。

#### イ 減価償却費

建物、林業用構築物、林業用機械類など償却資産である資本財につき当年度の林業経営で負担すべき減価償却費を計上した。

#### ウ 林業生産資材の在庫減少額

林業生産資材の年度始め在庫価額から年度末在庫価額を差し引いた額を計上した。

#### (6) 林業所得

林業粗収益から林業経営費を差し引いた額を計上した。

#### (7) 林業採算所得

林業採算所得＝林木蓄積増減の評価を加えた林業粗収益－林業経営費

＝(林業粗収益－伐採林木減少額＋林木成長額)－林業経営費

＝林業採算粗収益－林業経営費

注：1 伐採林木減少額＝調査期間内における林木の伐採量を原価主義により求めた造林以降伐採までの費用累積額によって評価した額

2 林木成長額＝調査期間内における林木の生長量を原価主義によって評価した額

3 林業採算粗収益＝{現金収入＋林産物の林業外仕向額＋林産物在庫増加額（減はマイナス）}－伐採林木減少額＋林木成長額

#### (8) 租税公課諸負担

国税、都道府県税、市町村税、公課諸負担などの租税公課諸負担のうち、林業経営に関係のあるものを、林業支出負担部分として計上した。

## (9) 地代（固定資産税相当額）

林地の固定資産税相当額を、地代として計上した。

## (10) 分析指標

$$\text{ア 林業採算所得率} = \frac{\text{林業採算所得}}{\text{林業採算粗収益の計}} \times 100$$

$$\text{イ 保有山林面積 1 ha 当たり林業採算所得} = \frac{\text{林業採算所得}}{\text{保有山林面積}}$$

$$\text{ウ 林業労働 1 日 当たり林業採算所得} = \frac{\text{林業採算所得}}{\text{林業総労働投下日数}}$$

$$\text{エ 保有山林面積 1 ha 当たり林業労働投下量} = \frac{\text{林業総労働投下日数}}{\text{保有山林面積}}$$

$$\text{オ 保有山林面積 1 ha 当たり林業資本額} = \frac{\text{林業資本額合計}}{\text{保有山林面積}}$$

$$\text{カ 林業雇用比率} = \frac{\text{林業雇用労働日数}}{\text{林業総労働投下日数}} \times 100$$

$$\text{キ 林木資本比率} = \frac{\text{林木資本額}}{\text{林業資本額の計}} \times 100$$

$$\text{ク 家計費充足率} = \frac{\text{林業所得}}{\text{家計費}} \times 100$$

## (11) 林業労働投下量

部門別、家族・雇用別林業労働投下量

1 年間の自営林業に投下した家族・雇用別の労働日数を林業部門別（育林部門、素材生産部門、薪炭生産部門、きのこ生産部門、企画管理部門及びその他林産部門）に区分して計上した。

## (12) 林業用資産

林家が所有する資産のうち、林業専用資産と林業との兼用資産についてのみ計上し、家計専用資産及び農業などの林業外専用資産は除外した。

なお、建物、林業用機械等の償却資産については、平成3年度までは取得価額が「おおむね5万円以上のもの」、平成4年度から9年度までは「おおむね20万円以上のもの」としていたが、平成10年度から「10万円以上のもの」に改めた。

## ア 資産の評価

資産の評価は、年度始め現在で行い、年度内及び年度末における評価替えは行わない。その場合、固定資産の評価は、原則として取得価額によるが、取得価額が不明の場合は取得年度の固定資産評価標準により評価し、昭和44年度以前に取得したものについては、44年度の固定資産評価標準により評価することとした。

なお、年度始め現在価は、次の算式により算出した。

$$\text{年度始め現在価} = \text{取得価額} - 1 \text{ か年の減価償却額} \times \text{経過年数}$$

## (ア) 土地

年度始め現在の法定評価額（地方税法による固定資産の課税標準の基礎となる土地の評価額）により評価し計上した。

## (イ) 建物資産

林業用の建物及び林業と兼用の住宅は取得価額によって評価した。

## (ロ) 構築物資産

林業、炭がまなどの林業構築物は取得価額によって評価した。

## (エ) 林業用機械類

林業用の機械器具は取得価額によって評価した。

## (オ) 企画管理用機器

林業用の企画管理用機器は取得価額によって評価した。

## (カ) 林木資産

すぎ、ひのき、あかまつ・くろまつ、からまつ、くぬぎ、なら、天然林など、経営山林で育林中のすべての林木を平成12年度「林木資産評価標準」により評価し計上した。

## (キ) 未処分林産物

林業生産物の未販売のもの、家計に仕向ける予定のもの、林業やその他の用に仕向ける予定のものなどの未処分林産物を、時価により評価して計上した。

## (ク) 林業用生産資材

林業用に購入又は自家生産した原料及び材料で、年度末に在庫する林業用生産資材（苗木、肥料、薬剤等）を、購入資材については購入価額により評価し、自家生産資材については生産に要した費用により評価して計上した。

## イ 減価償却額

建物、構築物、機械などの償却資産について計上した。減価償却の方法は定額法によることとし、次の算式によって計算した。

$$\text{年減価償却額} = \frac{\text{取得価額} - \text{残存価額（廃棄価額）}}{\text{全耐用年数}}$$

この場合の耐用年数は、建物、構築物及び機械類については、「農畜産業用固定資産評価標準」における耐用年数を適用した。ただし、林業用構築物及び林業用機械類については、「林業用固定資産評価標準」における耐用年数によって算定した。

また、残存価額は、償却資産の種類に応じて規定した残存割合を取得価額に乗じて算定した。建物の残存割合は「農畜産業用固定資産評価標準」に定める残存割合によることとした。

## (13) 林業固定資産の保有状況

林家の所有している固定資産のうち、林業経営の主要な資産について年度始めの数量及び評価額を表示した。

## ア 建物

物のうち、兼用建物については、林業用として利用した負担部分を計上した。

#### 林業用機械類

償却資産として指定した機械類のうち、主な資産について計上した。

#### (14) 林業経営用借入金

借入金は、実際の使途に関係なく、林業経営用として借り入れた金額を、金融機関別に計上した。  
その場合、買掛未払金は借入金とせず除外した。

#### (15) 林業経営の月別現金収支

林業粗収益及び林業経営費のうち、現金収支のみについて、1年間の合計と月別内訳を表示した。

#### (16) 林産物

林家が1年間に販売した林産物の数量、価額及び平均価格を部門別・主要林産物種類別に計上した。

##### ア 立木売却

経営山林の林木を立木のまま売却したものであり、その林地により人工林及び天然林に区分し、さらに、主伐材・間伐材別に計上した。

この場合、売却材のおおよその用途により用材と薪炭材に区分し、また、主要な樹種別に計上した。

##### イ 素材生産

経営山林又は買山からの素材生産による素材の販売量と販売価額を持山と買山に区分し、さらに、主伐材・間伐材別、主要樹種別に計上した。

##### ウ 薪炭生産

薪炭の販売収入をまきと木炭については白炭と黒炭別に区分して計上した。

##### エ きのか生産

きのかを生産し売却した数量と価額を生しいたけ、乾燥しいたけ、なめこ、その他に区分して計上した。

##### オ その他林産物収入

種苗別、きり材、たけのか、天然きのか及びその他に区分して計上した。

##### カ 共有林収入

共有林からの分配収入を計上した。

#### (17) 林業用資材（物財）

林家が林業経営のために購入した物財の数量と価額を、費目別、主要科目別に計上した。

#### (18) 造林面積

造林面積は、林家が1年間に造林した面積で、それを人工造林・天然更新別に計上した。人工造林は、主要樹種別に、天然更新は、あかまつ・くろまつ、くぬぎ、その他に区分して計上した。

#### (19) 伐採面積

林家が1年間に伐採した面積で、それを人工林の伐採(すぎ、ひのき)と天然林の伐採に区分し、それを齢級別に計上した。なお、人工林伐採については、主伐・間伐別に計上した。

## (20) 下刈面積

林家が過去1年間に下刈りを行った延べ面積を、主要樹種別に計上した。

## 7 利用上の注意

(1) 各表中では四捨五入のため計とその内容の積上げ値とは一致しない場合がある。

(2) 統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「－」は、事実のないもの

「0」は、単位に満たないもの

「△」は、負数又は減少したもの

「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの

「X」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの



この報告書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計情報部 経営統計課 経営動向統計班

電話 代表 (03) 3502-8111 内線2735

直通 (03) 3502-0954